資料番号	総務６

令和８年３月５日
課　名　会計管理部契約・調達管理課
担当者　課長 山下
内　線　2139

本庁公用車用の燃料の売買契約における相手方の選定方法について

１　要旨・目的

これまで一般競争入札により相手方を決定してきた本庁公用車用の燃料の調達について、災害時における燃料供給拠点の確保、利用可能なガソリンスタンドの増加による職員の利便性向上等の観点から、相手方の選定方法を随意契約に改める。

２　現状・背景

従来より、本庁の公用車用の燃料の調達については、公平性や経済性の観点から、一般競争入札を経て売買契約を締結してきた。

しかしながら、総務省通知により、官公需における中小企業の受注機会の拡大の要請や災害時及び平時における安定的な燃料供給維持の重要性の観点から、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うことができる旨の周知がされたことから、当該契約の相手方の選定方法について改めて検討を行った。

３　概要

(1)　相手方の選定方法

随意契約による。

(2)　契約の相手方（予定）

広島県石油販売協同組合（以下「組合」という。）

※　ガソリン販売事業者を構成員とする石油製品に係る共同事業を行う組合であり、広島県と「災害時における石油類燃料の確保等に関する協定（以下「災害協定」という。）」を締結している「広島県石油商業組合」の関連団体

(3)　相手方選定の理由

ア　災害協定の実効性を担保するため、組合の構成員の収入を確保することで、災害時及び平時における燃料供給拠点の維持を図る必要があること。

イ　平時及び災害時における過疎地域のガソリンスタンド（以下「ＧＳ」という。）の維持の要請があること。

ウ　組合と契約することで、各組合員のＧＳで給油が可能となることから、対象ＧＳの件数及びエリアが増加し、公用車を利用する職員の利便性が向上すること。

エ　官公需における中小企業の受注機会の拡大の要請の観点や、災害協定の実効性担保の観点等から、各石油組合との随意契約を行うことができることについて、総務省通知により周知されたこと。

オ　広島県警本部、他自治体（岩手県等）など、複数の団体で随意契約を行った実績があること。

４　今後のスケジュール（案）

○　令和８年３月下旬（定例会閉会後）
- 随意契約の準備行為（見積り合せ等）

○　令和８年４月
- 契約締結・運用開始

５　参考（令和７年度予算）

17,500千円